

審査基準及び標準処理期間

所属名	林務課 林業振興・府有林担当
内線番号	5002

No.	項目	内容
①	処分名	生産事業者の登録
②	法令名	林業種苗法
③	法令番号	昭和45年法律第89号
④	根拠条項	第10条
⑤	処分権者	京都府知事(専行:広域振興局長、京都府京都林務事務所長)
⑥	法令の定め	<p>(生産事業者の登録)</p> <p>第十条 生産事業を行おうとする者は、その住所地(法人にあつては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。)を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 生産事業の内容</p> <p>三 事業所の名称及び所在地</p> <p>四 生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所</p> <p>五 生産事業の開始年月日</p> <p>六 生産事業に従事する者で次項第三号イの講習会の課程を修了したものの氏名及び住所</p> <p>七 その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 都道府県知事は、前項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当する者である場合を除き、政令で定めるところにより、遅滞なく、その登録をしなければならない。</p> <p>一 この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>二 第十五条第一項の規定により登録の取消しを受けた日から二年を経過しない者</p> <p>三 次に掲げる者以外の者</p> <p>イ 都道府県知事が種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させることを目的として行なう講習会の課程を修了した者</p> <p>ロ イに掲げる者以外の者であつて、その生産事業に従事する使用人その他の従業者としてイの講習会の課程を修了した者を置くもの(その置かれる当該講習会の課程を修了した者のすべてが前二号のいずれかに該当するものを除く。)</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ●林業種苗法第10条(昭和45年法律第89号) ●林業種苗法施行令(昭和45年政令第194号) ●林業種苗法施行規則(昭和45年農林省令第40号) ●林業種苗法の施行について(昭和45年8月31日45林野造887号) ●林業種苗法の運用について(昭和45年10月9日45林野造第1246号)
⑧	経由機関名	-
⑨	協議機関名	-
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由期間	-
	協議機関	-
当該処分機関	-	
⑫	問合せ	林務課 林業振興・府有林担当(075-414-5002)
⑬	備考	